

報道関係者 各位

令和4年4月4日（月）

【照会先】

山梨労働局総務部総務課

課長 福島 大助

総務企画官 村松 聡

（電話）055（225）2850

内線 303

山梨労働局労災補償課職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月1日（金）、山梨労働局労災補償課（甲府市丸の内1-1-11。以下「山梨労働局」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、3月24日（木）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していました。

3月31日（木）の夜から発熱し、翌1日（金）にPCR検査を受検し、同日に感染が確認されたものです。

山梨労働局では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行い、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員および利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため、山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。